

中部ジャワにおける地主制の形成と甘蔗プランテーション

宮 本 謙 介

はじめに

本稿は、一九二〇年代に中部ジャワで行われた個別農村実態調査の分析に基づいて、第一に、近代中部ジャワにおける農民層分解⁽²⁾と地主制形成の特徴の解明への手がかりを得ること、第二には、一八七〇年代以降、中・東部ジャワを中心として本格的に進出する甘蔗プランテーション経営と、ほぼ同時期に地主・小作関係を基軸として展開する半封建的生産関係との相互関係についての試論を提示することを目的とする。

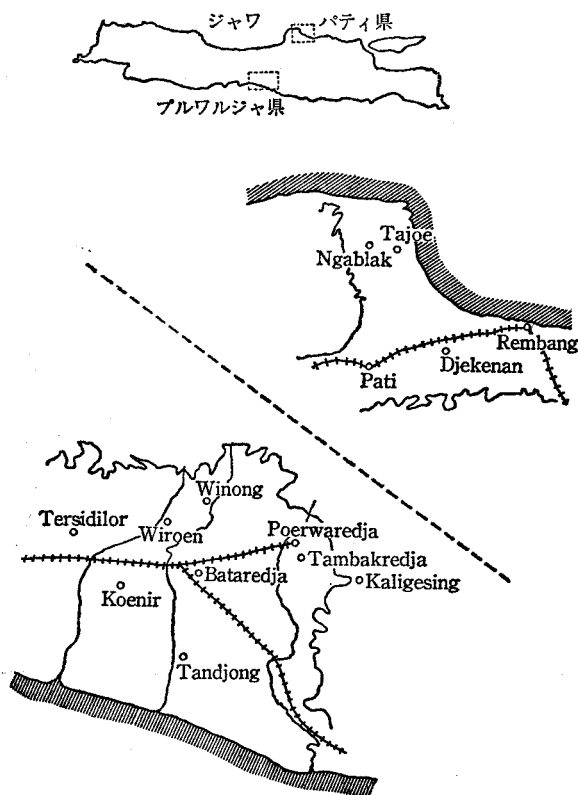
ジャワ中・東部の甘蔗プランテーション地帯については、すでにジャコビー (E. H. Jacoby 一九四九年) の次のような指摘がある。

「砂糖生産地帯は、数十年にわたって社会不安の古典的舞台となってきた。それは、社会的圧力、潜在的抵抗および公然たる衝突の中心地である⁽³⁾。」

インドネシア近現代史における農民運動の中心舞台の一つがこの甘蔗プランテーション地帯であるならば、その社会経済構造の分析、とりわけ甘蔗プランテーションと農民経営の矛盾の具体的あり方の検討は、民族運動の大衆的基盤⁽⁴⁾の解明にとっても不可欠の課題であろう。

また本稿は、右の課題の検討とともに、筆者が今後、当該期インドネシアの社会経済構造の変容をトータルに把握していく上での準備作業でもある。植民地期インドネシアの社会経済史に関する研究では、戦前以来、オランダ人によるものが圧倒的多数を占めるが、日本でもそ

第1図 バティ県、ブルワルジャ県略図



の影響をうけて、オランダ植民地政策の特質を「間接」支配としたり、あるいはブーケ (J. H. Boeke) の「二重経済」理論等⁽⁵⁾を借用する傾向が多かれ少なかれ見られた。植民地支配が、在来⁽⁶⁾の「後れた」社会関係を温存・利用するということはつとに指摘される所であるが、し

かし、それは在来社会をあるがままに温存・利用するという意味であってはならない。植民地権力は、在来⁽⁶⁾の社会経済構造を自己に適合的な生産関係への編成替を通じて支配を貫徹するのであって、その再編成の特質を各歴史段階における植民地政策との関連で追求することこそ

が重要なのである。そうすることによって始めて、インドネシアが独立を経た今日まで直面している課題、すなわち、植民地期に歪曲⁽⁷⁾編成替された社会経済構造を如何に止揚し、固有の近代化を如何に実現するかという複雑で困難な課題を解く鍵をも与えてくれるであろう。

本稿では以上のような問題関心から、植民地期インドネシアの中部ジャワを対象として、はじめに述べた二つの問題をできるかぎり実証的に明

らかにしてみたいと考える。尚、主に利用する史料は、ブルヘル(D. H. Burger)によって一九二九年に行われた中部ジャワ北部ヤバラ州バティ県の農村調査報告とファン・ドールン(C. L. van Doorn)によって一九二三年に行われた中部ジャワ南部のケドゥ州ブルワルジャ県の農村調査報告で、いずれも甘蔗プランテーションの進出している地方である(第一図参照)。

(1) インドネシア史において「近代」をいかなる時期に設定するかは、インドネシア史全体の時代区分と関連して今後の精緻な検討を要するが、本稿ではさしあたり一八六〇年代(「強制栽培制度」廃止からプランテーション体制への移行期)から一九二〇年代(世界恐慌直前まで)を念頭においている。

(2) アジア近代における農民層分解と地主的土地所有の形成過程に関して、その一般的、理論的全体像を構築する上で、最近では小谷汪之氏の興味深い問題提起(「アジア近代における農民層分解の特質」『歴史評論』二九五号、「インド近代における農民層分解と地主的土地所有」『アジア経済』第十八巻第一号)があり、筆者も氏の研究から多くの示唆をうけている。ただし、氏のアジア的農民層分解論についての具体的検証は、あくまで英領インドの一地方の史料に基づいて行われており、広く植民地・「後進」社

会に関する全体像を構築するには、さらに多くの個別研究の媒介が必要であろう。以下の本論でみるジャワ近代の甘蔗プランテーション地帯における農民層分解と地主制形成の特徴は、インド近代のそれとはかなり性格が異なっているように思える。

(3) E. H. Jacoby, *Agrarian Unrest in Southeast Asia*, New York, 1949. 井上嘉丸、滝川勉訳『東南アジアの農業不安』(東洋経済新報社、一九五七年)五四頁。

(4) この点では、二〇世紀初頭の民族運動の高揚を単に一部の労働者や知識人層の運動としてではなく、一九世紀以来の様々な反オランダ運動(農民運動)の発展・連続性の中で捉えようとするインドネシア人史家サルトノの研究は注目すべき。Sartono Kartodirdjo, *Protest Movement in Rural Java*, Oxford Univ., 1973.

(5) *Indonesian Economics: The Concept of Dualism in Theory and Policy*, Amsterdam, 1961. フーケ理論に因つては、加納啓良「植民地期インドネシアの村落経済」(『アジア経済』第一五巻第二号)に詳し。

(6) D. H. Burger, *Vergelijking van den Economischen Toestand der Districten Teyoe en Djekunan*, Weltevreden, G. Kolff, 1929. "De desa Ngablak (regentschap Pati) in 1869 en 1929", *Koloniale Studien* Vol. 17, 1933. 本調査報告の前者は「バティ県の概観」および同県内のタム郡とジュクナン郡の詳細な調査からなり、後者は「タム郡

内のンガブラック村の調査結果を一八六九年のオランダ植民地政庁による同村調査結果と比較検討することによってその歴史の変遷を述べている。

(7) C. L. van Doorn, *Schets van de Economische Ontwikkeling der Afdeling Poerwadjaja, Weltevreden, G. Kolff, 1926*. 本調査報告は、フルワルジャ県全体の一九世紀以降の歴史的概略と同県内の八カ村についての詳しい調査結果からなり、とくにその八カ村の各農家の耕地占有規模については、一九〇八年(地租台帳による)と一九二三年の対比が示されている。

一 農民層分解と地主制の形成

本章では、中部ジャワにおける農民層分解の進展と地主制形成の諸特徴を、土地商品化、商品生産の展開、分割相続制、農業生産力の上昇、職田(ambtsveld)経営の変容という五つの契機から検討を加える。ただし、史料の制約から土地商品化と職田経営の分析に力点を置かざるを得ない。

(1) 土地商品化

まず、ジャワの土地占有の存在形態を、一九世紀中葉

段階Ⅱ「強制栽培制度」(Cultuurstelsel)期におけるオランダ植民地政策との関連で概観しておく。

一八六八年—六九年にオランダ植民地政庁が行ったジャワ農村調査(『ジャワ・マドゥラにおける原住民土地権調査最終提要』⁽¹⁾、以下『提要』と略記)によれば、ジャワ農民の土地占有は、土地に対する共同体規制の強弱によって、「個人的占有」(individual besit)と「共同的占有」(gemeen besit)に区別されているが、本稿で主に利用する史料でも農民の土地占有に関してはこの類型化に従って報告されているので、さしあたりこの区分のまま検討する。

一般に土地の「個人的占有」とは、売買、質入などの土地占有権の移動にあたって一定の共同体規制をうけるのみで、用益権、相続権が農民の手中にある土地占有を言う(事実上の土地所有)。これに対して「共同的占有」では、農民はその用益と持分権の相続のみを認められ、売買、譲渡などの土地処分は許されず、土地に対する共同体規制が強く働いている。この占有形態では、持分が終身固定している場合と、一年—数年の定期的割替を行う場合とがあるが、いずれにしても各村落ごとに農民に

割りあてゐる占有規模を定めて耕作機會の均等化をはかっている。

右の占有内容から明らかなように、両占有形態の根本的差異は、土地処分権が農民の手中に存在するか否か、換言すれば、土地商品化の客観的契機が存在するか否かにある。この点は、本稿の主題である農民層分解の進展を検討する上で、最も基本的な側面をなすがゆゑに注目しておきたい。

オランダは、農民自身によって地方ごとに様々な名称で呼ばれてゐた土地占有権を、二つの占有概念に整理して把握しようとしたのである。したがって、土地占有に関する両範疇は、植民地支配者側にあるオランダ人官僚によって人為的に導入されたものであり、また両占有内容が地域的、時代的に微妙に異なるものではあるが、しかしながら、「土地商品化」という視点からすれば、両者を峻別することにむしろ有効性を見出しうるのである。

次に土地占有と密接に関連する賦役について。まず指摘すべきは、農民が土地を占有するには、各種の賦役義務を履行することが大前提をなすという点である。そこ

で、前述の『提要』に従つて、一九世紀中葉段階における各種賦役を類型化すれば次の如くである。①オランダ植民地権力の徴発する賦役Ⅱヘーレンディーンスト (heerendienst) ②各行政レベルのインドネシア人首長層のための賦役Ⅱバンチュンディーンスト (pantiendienst) ③村落の共同事業のための賦役Ⅱデサディーンスト (desadiens)。この段階におけるオランダの対賦役政策の基調は、②、③の賦役を温存したままで、①の賦役を「強制栽培」のために大規模に徴発することにあつた。具体例を示そう。中部ジャワのバティ県では、甘蔗の栽培賦役が年間平均一五〇日にも達するが、その他に、たとえば同県内のカラング村 (Karas Kalangan) では、各農家はバンチュンディーンストとデサディーンストの負担に八三日間を要する。その内訳は、郡長への賦役が二七日、村長への賦役が一八日(以上、バンチュンディーンスト)、村内警備二日、夜警一二日、道路整備一二日、材木輸送二日(以上、デサディーンスト)である。

次に注目すべきは、土地占有に伴う賦役履行義務を巧みに利用して、「強制栽培制度」の導入(一八三〇年代以降)に際し、土地の「共同的占有」化を強制的におし

(95) 中部ジャワにおける地主制の形成と甘蔗プランテーション

第1表 ジャワ地方別土地占有形態推移

(単位 1000 バウ)

	年	個人的占有	共同的占有		職 田	合 計
			持分固定	定期割替		
西部ジャワ	1882	642	131	23	50	846
	1932	1,854	99	—	35	1,987
中部ジャワ	1882	460	520	310	193	1,483
	1932	1,360	333	45	146	1,884
東部ジャワ	1882	658	159	457	97	1,371
	1932	2,247	165	251	187	2,781

(出典) J. W. de Steppelaar, "De Aard van het Inlandsch Bezetreht op Java en Madoera", Koloniaal Tijdschrift, 1937, blz. 399.

1 バウ=0.71 ヘクタール.

すすめたことである。⁽³⁾この点については、森弘之氏の実証的研究⁽⁴⁾でも明らかにされているが、重要なのは、土地の「共同的占有」化によって、できるかぎり農民に耕地を均等に付与し、ヘーレンディーンストの一形態である栽培賦役負担者を大量に創出して「強制栽培」の拡充をはかったことである。この「強制

栽培制度」期の耕地の「共同的占有」化は、主に中・東部ジャワの水田地帯で実施されたのであるが、これは水田で生産される藍、甘蔗の「強制栽培」が肥沃な水田地帯の広がる中・東部ジャワに集中したためであった(後にこの地方に甘蔗プランテーションが進出する)。

また、農民層分解の視点からすれば、耕地の「共同的占有」化は、土地売買等の農民の土地処分権の剝奪を意味するものであって、これは土地緊縛による一種の「自作農民」創出^{II}農民層分解抑止政策にほかならない。したがって、ここでは、一八六〇年代に藍および甘蔗の「強制栽培」が廃止されるまで、中部ジャワにおいても農民層分解が政策的に抑えられていたことを指摘しておきたい。

次に、前述の土地占有の二形態が、本稿の分析対象たる一九世紀後半から二〇世紀前半にかけてジャワ全体でどのような推移を辿ったかを示そう。第一表である。これを見ても、当該時期は「共同的占有」から「個人的占有」への移行期にあり、とりわけ中部ジャワでその傾向が顕著であることが確認されよう。農民層分解の前提たる土地商品化の客観的条件が整備されつつあることを物

語っている。

また、第一表の右の項目にみられる職田について、ここであらかじめ言及しておく。再び前述の『提要』によれば、一九世紀中葉のジャワでは、各行政レベルのインドネシア人首長層（県長、郡長、副郡長、村長）および各級官吏には、その役職に応じた職田が付与されていた（ただし、職田の歴史的起源は明らかではない）。職田は、その性格上、相続、処分は原則として許されないが、役職に任期がないため数十年にわたって占有することがあり、在地支配層の経済的基盤をなしていた。しかも、職田の経営は、その大部分が前述のインドネシア人首長層のための賦役Ⅱバンチュンディーンストによって行われたが、オランダは「強制栽培」の労働力調達のために、むしろこの職田制を温存することによって、在地支配層の権限を利用したものと考えられる。いずれにしても、前掲第一表からも明らかのように、職田占有は中部ジャワに偏在しており、耕地にしめる職田の比重はきわめて高い。職田経営のあり方が、農民層分解に重大な影響を与えるであろうことを想起させるのである。

以上を念頭において、土地商品化の進展とともに、ど

のような農民層分解の実相がみられるか、次に個別村落を具体例として示そう。

(イ) 中部ジャワ、パティ県ンガブラック村 (Desa Ngablak)

この村の属するパティ県タヌ郡では、調査時（一九二九年）に「個人的占有」地が郡全体の六六%を占め、「共同的占有」地より優勢となっている。ここでは「共同的占有」は水田と畑地の両方に見られるが、宅地はいうまでもなく「個人的占有」である。また、「共同的占有」地ではすでに持分が終身固定しており、定期的割替は全く見られない。かかる状況が生みだされた背景を推察するために、ンガブラック村に即してやや時代を追って検討してみる。

職田	「個人的占有」地		「共同的占有」地	
	一八六九年	一九二九年	一八六九年	一九二九年
田	四三	二六七	一〇三	二七
			六八	

単位バウ(一バウ＝〇・七一ヘクタール)

右に示したのが同村における一八六九年と一九二九年

の土地占有形態別の水田規模である。⁽⁷⁾「共同的占有」地および職田は、一八六九年にはすべて定期的割替が行われていたが、一九一四年ごろから割替がなくなり、一九二九年段階ではすべての持分が終身固定している。「個人的占有」地の急激な増加は、「共同的占有」地の一部が「個人的占有」に移行したためだけでなく、大規模な開墾が進められたためでもある。しかも、開墾された水田については、一八六九年以前には開墾者による耕作権が認められ、その死後は「共同的占有」に移されていたのに対して、一九二九年には開墾地はすべて「個人的占有」となっている。

こうした土地に対する共同体規制の弛緩は、土地の売買についても看取される。すなわち、一八六九年には土地売買は「個人的占有」地について村落内のみで認められたのに対して、一九二九年には村落を越えて可能になっている。⁽⁸⁾このことは、同じ「個人的占有」地と言っても、より詳細に見るならば、共同体規制の弱化を伴いつつ増大していることを示しているといえよう。換言すれば、土地商品化の進行とともに、村落を越えた土地集積の条件が生まれているともいえる。

また、同村における一九二九年段階の水田規模別農家戸数と、村長・村役人の職田(すべて水田)規模を示す次の如くである。⁽¹⁰⁾

役職	人数	職田規模(バウ)	バウ		水田占有者数	水田占有者数
			以下	〇・二	〇・二	〇・二
村長 (petinggi)	一	二五	〇・四	〇・六	二二	二一三
書記 (tjark)	一	五・五	〇・六	〇・八	七六	三一四
部落長 (kamitoea)	三	三・五	〇・八	一・〇	二七	四一五
助役 (kebahjan)	五	三・四	一・〇	一・二	一九	五一〇
警備 (kepetangan)	三	一・二	一・二	一・四	二七	五一〇
宗教官 (modin)	二	一・一	一・四	一・六	二七	五一〇

同村では、一八六九年には耕地の七〇%を占める「共同的占有」地が占有者一人あたり一バウ(〇・七ha)と定められ、一バウ以下の「個人的占有」地占有者には合計で一バウまで「共同的占有」地が割りあてられてい

(11) ため、占有規模の格差はそれほど顕著でなかったものと考えられる。これが「個人的占有」地の拡大と共同体規制の弛緩に伴って土地占有規模の慣習的規定が曖昧となり、右のような分解傾向が生まれたのであろう。また、右の表から読みとるべき要点は、第一に、職田を占有する村長以下村役人層が水田占有者の上層部分を占めていること。第二に、一八六九年段階で「共同的占有」地が一バウと定められていることからして、農業のみによって再生産可能な占有規模(いわゆる「中農基準」)が一バウ前後とみて大過ないとすれば、村役人層以外にも数バウ—一〇バウ程度の上層農民の存在が考えられること。第三には、一バウ以下の層が全体の約六四%に達し、過半の下向分解傾向がみられることである。

(ロ) 中部ジャワ、プルワルジャ県タンジュン村 (Desa Tandjoeng)

プルワルジャ県では、調査時(一九二三年)に「共同的占有」地は水田の一部のみに限られ、畑地、宅地はすべて「個人的占有」地となっている。ここでは、一八六四年に藍の「強制栽培」が廃止されるとともに「共同的占有」地が消滅し、それにかわって「個人的占有」権が

確立している村落が多い⁽¹²⁾。したがって、当該地方では土地売買が頻繁に行われているが、その際には村長の承認を必要とし、村長は手数料として売買価格の二・五%を得る。「個人的占有」地では、土地占有権の移動に際して、この点でのみ村落規制が働くものと考えられる⁽¹³⁾。次にタンジュン村の土地占有規模別農家戸数(職田を除く)の一九〇八年と一九二二年の比較と、一九二二年現在の職田占有規模を示した⁽¹⁴⁾。

バウ	五〇・二以下	一〇・二五	一〇・五	一・二	二以上	計
一九〇八年	六〇	二二	二〇	二八	二	一四一
一九二二年	七一	二八	三一	二四	七	一五九

役職	人数	職田規模(バウ)
村長 (loerah)	一	五・五
書記 (tjarik)	一	二
助役 (kabajan)	二	〇・四
警備 (kepetengan)	三	〇・四

二バウ以上の層の増加が見られるものの、一—二バウの層の減少と一バウ以下の増加が顕著である。同村では

調査時点ですべての耕地に「個人的占有」権が確立しているが、土地占有規模の格差という点では、先のンガブラック村と同様に、村長・村役人の職田規模が相対的に大きいこと、役人層以外の一部に上層農民が存在すること、しかし圧倒的多数の下向分解傾向を示すことが確認できる。

以上、主に土地商品化という視点から、農民層分解の実相をみてきたが、次に分解を促進するその他の契機について検討しておこう。

(二) 商品生産の展開

土地商品化が農民層分解進展の前提条件をなすことは疑いないが、しかし、土地商品化という客観的条件が存在するからといって、ただちにそれが農民層分解に帰結するわけではない。土地商品化と農民層分解を媒介する契機はいうまでもなく商品生産の展開である。しかし、当該時期における商品生産の展開度（農民生産物の商品化率）を知ることが史料的に不可能なので、ここでは地租および地代形態の変遷という視角から間接的にその概略をあとづけておく。

一八一〇年代から一八五〇年代にかけて、各地方ごと

に導入された地租制度の初期段階では、一部の地方で金納地租を物納によって代位せねばならなかったことに見られる如く、生産物の一部を貨幣に転形しうるような農民的商品市場の形成がまだ微弱であったことを想起させる。とはいえ、その後の金納一本化政策は、農村における一定程度の商品Ⅱ貨幣経済の浸透を強制的に促進する結果になったものといえよう。しかし、この貨幣需要の強制は、「強制栽培制度」期にはヘーレンディンストの重圧下に促進されたものであった。したがって、金納地租は一般農民にとって必要労働部分にすら喰い込む税収奪ではありえても、それが貨幣経済化に伴う余剰蓄積（いわゆる「胚芽的利潤の形成」）に寄与することなどなかったであろう（中部ジャワのグロボガン、デマツク地方では過酷な強制労働の結果、数十万にのぼる餓死者を出すほどの飢餓状態を呈している）。しかも、中・東部ジャワの人口過密な水田地帯においては、前述したように「強制栽培制度」に伴う土地の「共同的占有」化Ⅱ「土地商品化の否定」が政策的に進められたのであって、これは農民層分解を抑止する作用を果しこそすれ、商品Ⅱ貨幣経済の進展がただちに農民層分解を招来する

ことはなかったと考えられる。

「強制栽培制度」の廃止とともに、農民層分解進展の客観的条件が除々に形成されるのであるが、それをさらに軌道づけたのがペーレンディーンストの一部の人頭税への切りかえ措置であった(中部ジャワでは一八八〇年代—一八九〇年代)⁽¹⁶⁾。ここに至って農民は、「強制栽培」による賦役の重圧から徐々に解放されるとともに、今度はその定額貨幣地代化(年間約一—二フロリン)による商品Ⅱ貨幣経済のより一層の深化の中に身を置く必要に迫られたのである。

かくて、地租金納化と人頭税の導入は、土地商品化と農民層分解の媒介環たる商品生産(さしあたり小商品生産か否かを問わず)の一定程度の展開を推察させるのである。

(三)、分割相統制(人口問題)

ジャワでは、地方ごとに、さらには村落ごとに土地相統の慣行が微妙に異なるが、一般的には均分相統制か、あるいは均分だけでなく分割相統制をとることが先の『提要』の報告からも明瞭である。⁽¹⁷⁾たとえば、前述した中部ジャワのプルワルジャ県では、分割相統制で、男子

に、それも長子により有利な相統形態をとっている。⁽¹⁸⁾

ここで農民層分解に関連して相統慣行を問題にするのは、土地商品化、商品Ⅱ貨幣経済の浸透に伴う一定程度の土地集積、換言すれば、一部農民の上向が進行したとしても、常に相統による土地分割が同時進行するため、容易に大土地占有を生みださえず、一方、下向する農民にあっては、不断の土地細分化が没落の促進要因となることに注目しておきたいからである。ちなみにジャワの人口は一八八〇年の一、九五〇万人が一九三〇年には四、〇九〇万人に達している⁽¹⁹⁾し、プルワルジャ県全体では、一八六〇年の二四万人が一九二〇年には五二万人に増加している。⁽²⁰⁾しかも、農村過剰人口は、工業部門の未発達ゆえに、その圧倒的部分が農村での滞留をよぎなくされる状況にあり、人口圧力が土地問題に与える影響も無視しえないのであろう。

(四)、農業生産力の上昇

一般に、農民層分解の基底要因に生産力上昇が指摘されるのは周知のところである。この点についても史料制約から詳論はできないが、中部ジャワで本稿の対象とする時期に、灌漑施設の整備に基づく農業生産力の一定

の上昇が確認できる（農機具、肥料、品種等の改良といった点については不明）。たとえば、プルワルジャの米の二期作の場合、一八六七年には二回目の収穫量は一回目の二五％程度にすぎなかったが、一九世紀末の大規模な灌漑事業の結果、一九二三年にはこれが九〇％に達している。⁽²¹⁾ こうした農業生産力の上昇は、職田占有者や生産条件の有利な一部農民には余剰蓄積の条件を提供するものであることはいうまでもない。しかし、先に述べた分割相続制とあわせて考えるならば、一定期間をとると単位面積当りの生産力上昇が、ただちに戸別経営の生産力上昇を意味するとはかぎらない。したがって、この農業生産力の上昇をもって大土地占有形成の直接的契機とすることは問題があろう。

(五)、職田経営の変容

前述したように、一九世紀中葉段階では職田経営の大部分は耕地占有者に賦課された賦役Ⅱパンチェンディーンストによって行われていた。それが、一九世紀後半から本格化した植民地行政機構への在地支配層の組みこみとともに、一八六七年（プリアンゲル諸県のみ一八七〇年）には、村落より上級の各首長、官僚層の職田制が廃

止されるに至る。⁽²²⁾ 村落レベルでは一八七〇年以降も村長・村役人の職田が広範に存在しているが、この時期に村長・村役人の職田経営も除々にその形態変化をとげるのであって、この点が地主制の形成と密接に関連するので以下注目しておこう。

中部ジャワのプルワルジャ県では、各村落の職田規模は全水田の一〇—二〇％程度を占め、とりわけ村長の職田は圧倒的に大きく、しかも事実上、村長職は世襲化している。⁽²³⁾ 第二表は、プルワルジャ県内の八カ村について、その水田と職田規模を示したものであるが、水田占有者一人あたりの占有規模が一バウに満たないのに対して、一〇バウ以上の職田を占有する村長が多い。前述したバティ県のンガブラック村でも、水田占有者の六三％はその占有規模が一バウに満たないのに対して、村長は二五バウの職田を占有している。さらに重要な点は、本稿で利用した史料を見るかぎり、職田は例外なく村落内の最優等地の水田を割りあてられていることであり、その生産条件はきわめて有利である。

商品Ⅱ貨幣経済のより一層の進展に裏づけられてであろうが、プルワルジャ県では、村落賦役（道路整備、水

第2表 ブルワルジャ県8カ村の水田・職田占有状況 (1923年)

村 落 名	人 口 (人)	水田占有者 (人)	水 田 (バウ)	職 田 (バウ)	村長の 職田 (バウ)	村役人数 (人)	水田占有者 1人あたりの 占有規模 (バウ)
Tandjong	—	181	58	11	5.5	8	0.72
Tambakredja	2,194	130	92	10	5	13	0.71
Kaligesing	2,048	70	17	—	—	—	0.24
Wiroen	—	399	348	26	17	—	0.87
Winong	1,674	133	122	34	15	18	0.92
Bataredja	944	208	177	34	16	12	0.85
Koenir	1,578	179	163	30	12	17	0.91
Tersidilor	866	157	192	33	11	12	1.22

(出典) C. L. van Doorn, *Schets van de Economische Ontwikkeling der Afdeling Poerwardja, Weltevreden*, G. Kolff, 1926. の各村落についての記述より作成。

利維持、祭
礼準備、夜
警等)にそ
の形骸化が
みられる。
同地方では、
村落賦役が
クーリー
(Koelie)と
呼ばれる水
田占有者に
義務づけら
れていたが、
一九二二年
の調査時に
は、すでに
各農家は直
接に賦役を
行わず、こ
れをプー

ル・クーリー (Doeroeh Koelie) と呼ばれる賦役請負人
(主に宅地のみ占有する層) に肩がわりさせ、その代償
として一定の農産物が賃金をプールー・クーリーに支払
うという方法が一般化している。⁽²⁴⁾ このこと自体、村落の
共同的機能の弱化和賦役義務の形骸化による小農経営の
一層の自立化を促しているが、かかる傾向は村長への賦
役にも看取され、この種の賦役の買上げ金納化として
現れている。たとえば、前述のタンジュン村では、村長
への賦役を賦役負担者は年間二フロリンで買上げてお
り、一方、村長は五・五バウの職田のうち四バウを貸付
地としてこれを地主経営に切りかえている。⁽²⁵⁾ こうした例
は他村でもみられ、同県内のグラバック村 (Graag Grahag)
の村長などは、職田と自己の占有地からの貸付地の合計
は二七バウに及んでいる。⁽²⁶⁾
また、バティ県のンガブラック村でも、一八六九年段
階で存在した村落賦役、村長への賦役が一九二九年の調
査時にはすでに金納化しており、村長への賦役は年間一
フロリンとなっている。⁽²⁷⁾ 同村では、職田を除く全水田
の小作地率が四五%であるのに比して、職田全体の小作
地率は六八%に達しており、⁽²⁸⁾ ここでも村長・村役人の地

主化は明瞭である。しかも同県では、村長が職田における地主経営を媒介として「個人的占有」地の集積を進め、職田以外にもその経営を拡大している例がある。たとえば、ンガウェン村 (Gesa Ngawen) の村長は、職田と他の二村に占有する「個人的占有」地の合計六四バウを占有して当該地方最大の土地占有者である。⁽²⁹⁾

とはいえ、当該段階ですべての調査村落の職田においてかかる傾向がみられるわけではなく、依然として賦役労働による職田経営も残存しているのであるが、右にあげた具体例は、商品Ⅱ貨幣経済の浸透とともに、賦役の金納化に基づく職田の地主経営への転化が広範囲に展開するであろうことを想起させるのである。すでにみたように、一般農民の土地集積、集中による大規模な地主経営がきわめて困難な条件下にあって、比較的大規模な地主経営が、職田という経済外強制に基づく土地確保を前提としなければ成立しえない所に中部ジャワの特徴があるように思われる。⁽³⁰⁾

以上の検討から、ここに地主制形成の二つの型を検出しようのである。第一の型は、職田を占有する村長・村

役人の地主化のコースであり、彼らはさらに職田というきわめて有利な生産条件を足場にして土地集積を進めうる地主層である。これを職田地主としよう。第二の型は、村長・村役人以外の一般農民の中から上向する極一部の農民層の地主化のコースであるが、この層は、職田地主（相対的に大規模な土地確保）の存在に規定され、さらに分割相続制Ⅱ人口圧力の下で、その経営はあくまで不安定であり、先の個別村落の事例でみた如く、数バウー一〇バウ程度を占有する中・小地主層である。

一方、これら地主層の成立によって、他極には没落する圧倒的多数の農民層が生みだされることはすでにみたとおりである。彼らの中で小作人化する層（自小作および小作農）は小作料収奪部分（中部ジャワでの小作制度は刈分小作で地主と小作人の取分比が一对一か二対一の場合が多い）の補填のために、あるいは小作人化しえず経営規模を縮小する自作農は必要労働部分の確保のために、いずれも家計補充的副業に頼らざるを得ない。彼らは各種の家内副業に従事するとともに、季節的に賃労働者化して生計を維持する道を求める。ここにプランテーション企業の存立基盤が存在する。

- (1) *Eindresumé van het bij Gouvernements Besluit d. d. 10 Juni 1867 No. 2 bevolen Onderzoek, naar de Rechten van den Inlander op den Grond op Java en Madoera*, 3 vols., Batavia, 1876, 1880, 1896. (以下『Eindresumé』と略記) 本史料に依拠した最近の研究には、加納啓良「ササ共同体に関する一考察」(『アジア研究』第二二巻第四号)、内藤能房「一九世紀ジャワの『土地占有形態』再考」(『アジア研究』第二四巻第一号)、同「一九世紀中葉のジャワ村落における賦役遂行」(『一橋論叢』第七八巻第三号)などがある。
- (2) *ibid.* II, blz. 178.
- (3) *ibid.* II, blz. 57, 70, 83, 102, 126, 143, 154, 183, 200.
- (4) 森弘之「ジャワの『共同的占有』と強制栽培制度」(『社会経済史学』第四一巻第四号)。
- (5) *Eindresumé* I, blz. 92.
- (6) Burger, *Vergelijking..... op. cit.*, blz. 74—75.
- (7) Burger, *De desa Ngablak, op. cit.*, blz. 231.
- (8) *ibid.*, blz. 230—231.
- (9) 農民層分解進展の検討には、本来なら経営規模も考慮する必要がある。なぜなら、バンテイ、ブルワルジャの両県では、上層農民による借地経営がその一部に見られるからである。しかし、本稿では史料制約から土地占有規模によって分解度を推察するしかない。
- (10) Burger, *De desa Ngablak, op. cit.*, blz. 232.
- (11) *ibid.*, blz. 230.
- (12) van Doorn, *op. cit.*, blz. 77.
- (13) この点では「個人的占有」地が圧倒的に優勢な西部ジャワでも、ほぼ同様の傾向がみられる。一九四三年八月から一九四四年三月にかけて、旧日本軍のジャワ軍政監部調査室によって行われた西部ジャワのスカベンツ (Soekaboe-*em*) 県とチャンビニール (Tjandjoer) 県の農村調査報告「西部ジャワにおける小作制度」(アジア経済研究所蔵「岸幸一資料集」マイクロフィルム No. K 31) によれば、当該地方では公共使用地(学校、墓地等)と職田以外はすべて土地がタナ・ミリーク (tanah miliek) と呼ばれる「個人的占有」地で、「一般に占有地の売買は村長の承認と保証を必要とするだけで、その他の制限はない。」(同報告書一〇頁)と報告されており、その際に村長の得る手数料は売買価格の1%となっていた。
- (14) van Doorn, *op. cit.*, blz. 65—66.
- (15) C. Th. van Deventer, *Overzicht van den Economischen Toestand der Inlandsche Bevolking van Java en Madoera*, S-Gravenhage, 1904, blz. 129.
- (16) van Doorn, *op. cit.*, blz. 51.
- (17) *Eindresumé* I, blz. 19, 27.
- (18) van Doorn, *op. cit.*, blz. 69, 77, 97, 149, 179.
- (19) Gonggrijp, *Schets eener Economische Geschiedenis van*

Indonesië, 4 de druk Haarlem, 1957, 岩隈博記『インドネシア経済史概説』(一九四三年)二〇〇頁。

- (20) van Doorn, *op. cit.*, blz. 224.
 - (21) *ibid.*, blz. 53.
 - (22) *Eindesmet* I, blz. 84.
 - (23) van Doorn, *op. cit.*, blz. 62.
 - (24) *ibid.*, blz. 63, 87, 108, 132, 168, 181.
 - (25) *ibid.*, blz. 68.
 - (26) *ibid.*, blz. 68.
 - (27) Burger, De desa Ngablak, *op. cit.*, blz. 236.
 - (28) *ibid.*, blz. 234.
 - (29) Burger, *Vergetijking*, ..., *op. cit.*, blz. 10.
 - (30) 農民層分解の分析には、前期的資本(商人・高利貸資本)の検討が必須事項であることはいうまでもない。しかし、当該時期に流通過程を牛耳る華僑商人の高利貸活動は、史料的にほとんど検出しえず、前期的資本の農民層分解への影響もそれほど顕著ではないように思える。いずれにしても、オランダがその植民地政策として私領地を除く直轄領では外国人の土地占有を禁止した(一八五四年「蘭印統治法」第六二条)ことによって、華僑の寄生地主化のコースは存在しなかったようである。
- また、本文では、農民層分解が何故に地主・小作分解に帰結するののかという点が論証できていない。本稿で利用した史料では、この点の追求が無理なので、今後の課題とし

ておきた。

二 甘蔗プランテーション

次に、中部ジャワにおける甘蔗プランテーションと地主経営の相互関連についてであるが、紙幅の制約もあるので、ここでは要点のみを指摘するにとどめる。

植民地インドネシアへのプランテーション体制の本格的導入は、一八七〇年の農業二法(Agrarische Wet, Agrarische Besluit)によって法的に確定された。この農業二法の内容は、農民の占有権が明確でない土地に対しては企業が政庁と租借契約を結んでコーヒー、タバコ、ゴムなどを栽培し(永租借地、農業租借地⁽¹⁾、土侯領借地⁽²⁾の一部)、すでに農民の占有する土地に対してはプランテーションが農民と「個別契約」を結んで水田での栽培に適する甘蔗を植えることができる(農民占有地借地、土侯領の一部)というもので、これは事実上、いかなる土地へもプランテーションが進出することを可能にしたものであった。

第三表は、一九世紀末から二〇世紀にかけてプランテーションの拡大状況を借地形態別に示したものである。

第3表 借地形態別プランテーションの拡大状況

(単位 ha)

		1890 年	1900 年	1910 年	1920 年	1930 年	1940 年
ジャ ド ウ ラ	永租借地	263,653	573,066	651,255	660,459	680,747	590,658
	農地占有地 借地	75,212	109,112	141,403	208,820	204,873	89,624
	土侯領借地	249,420	237,498	230,000	224,564	70,094	59,985
外 島	農業租借地	343,021	478,882	830,126	1,146,541	1,250,653	1,054,085
	永租借地	52,277	372,361	249,192	877,142	1,071,531	560,913
合 計		983,583	1,770,919	2,101,976	3,117,526	3,277,898	2,355,265

(出典) *Changing Economy in Indonesia, Vol I Indonesia's Export Crop 1816-1940*, Martinus Nijhoff, The Hague, 1975, pp. 57-62 より作成。

一八九〇年に約九
八万ヘクタールで
あったプランテー
ション用地が、一
九三〇年には約三
二八万ヘクタール
に拡大しており、
とりわけ外島への
広がりは著しい。
一九三〇年にはジ
ャワのみで九五万
ヘクタール(甘蔗
プランテーション
は一九万八千ヘク
タール)に達して
いるが、これはジ
ャワの全耕地八九
八万ヘクタール⁽³⁾
(一九三八年)の
一一%にあたる。

また、第四表は輸出量の推移を示したものであるが、こ
れをみてもオランダ植民地経営にとって甘蔗栽培がいかに
重要な位置を占めていたかは明らかであろう。一九一
〇年までは、砂糖が農産物輸出の七割弱、全輸出量の約
五割を占めている。一九二〇年代以降は、欧米での自動
車産業の発展によるゴム需要の増大などで砂糖の比重は
相対的に低下するが、輸出の絶対量は一九三〇年まで伸
びている(農民の甘蔗生産はプランテーション生産量の
一%にも満たないので無視しうる)⁽⁴⁾。

本稿であつかう甘蔗プランテーションは、灌漑設備の
整った肥沃な水田地帯であるジャワ中・東部に集中して
いるが(その企業数は一九二〇年代で約一八〇)、ここ
では甘蔗栽培が農民の米作と輪作方式で行われるため、プ
ランテーションの在来農業の捉え方はきわめて特異であ
る。パティ県の甘蔗プランテーションに即してその栽培
方法の具体例を示すと次の如くである。企業が四月に農
民から水田を借入し、翌年の一〇月ごろ(甘蔗の一栽培
期間は一八―二〇カ月)に収穫を終えてその水田を農民
に返す。農民はその後、半年ないし一年半、米作および
裏作を行い、再び企業に貸し出す。企業が一度に貸借す

(107) 中部ジャワにおける地主制の形成と甘蔗プランテーション

第4表 輸出量推移 (全インドネシア)

(単位メトリックトン)

	1890年	1900年	1910年	1920年	1930年	1940年
全輸出量	590,006	1,325,086	2,992,695	4,567,727	9,978,877	11,283,215
全農産物輸出量	559,044	1,143,783	2,146,588	2,555,523	5,006,692	3,542,239
砂糖輸出量	367,785	736,606	1,303,654	1,510,376	2,222,037	803,494

(出典) *Changing Economy in Indonesia op. cit.* pp. 34—36, pp. 70—76 より作成。

る水田は一村落内ではその水田の三分の一を越えてはならないが、右記のローテーションを一サイクルとして企業はその二倍ないし三倍の土地を確保する⁽⁵⁾。また、企業は農民と個別契約によって土地を借入することになっていたが、実際にはあらかじめ村長や村の有力者と一括契約して賃借する水田を決定するので、農民に支払う借地料はきわめて低額に抑えられる。こうして一つの企業が、一定地域の農村経済を支配する。農民の米作やその作物栽培が企業の作成する農業計画によって調整され、村落支配層が、事実上、プランテーションの支配下に入る。

また、甘蔗の収穫、圧搾期には、常雇労働者以外に、大量の労働力を必要とするため、甘蔗栽培村落

だけでなく、その周辺の村落からも大量の季節労働者を調達する。たとえば、パティ県タヌ郡には二つの甘蔗プランテーション企業〔パッキース(Pakies)とランキル(Langkil)〕が進出しているが、この二企業で毎年一八〇〇バウの水田を借入しており、一九二八年の収穫期にはパッキースへの季節労働者は約一七〇〇人にのぼっている⁽⁷⁾。また、プルワルジャ県の農村に進出している甘蔗プランテーション企業レンブン(Remboem)は、一六か村からそれぞれ二〇—八〇バウ程度の水田を借入しており、ここでは常雇労働者約三二〇〇人のほかに季節労働者は約三五〇〇人に達している⁽⁸⁾。たとえば、プルワルジャ県のバタルジャ村(Desa Batardja)では「一九二三年八月のある日には、村の男はほとんど甘蔗農園に働きに行っていない⁽⁹⁾」という。

このように、甘蔗プランテーション地帯では、季節的にプランテーションで賃労働者化する農民Ⅱ半プロレタリア層を大量に生みだす。したがって、中部ジャワの水田地帯では、地主に包摂される貧農層は、同時に甘蔗プランテーションへの季節的賃労働者として半プロ化するものと考えられる。しかも、村落支配層がプランテーシ

「ン企業と結びつく以上、これら半プロ層の大量の存在は、職田を中心とする地主経営の安定的基盤を形成していたといえよう。甘蔗プランテーション経営は、職田地主を媒介とする半封建的生産関係への編成替によって適合的に存立したのである。

(1) 農業租借地は、スマトラを中心とする外島にみられるが、主にその地方の在地支配層と租借契約を結ぶという点で永租借地(政府と契約)と異なる。長期の租借契約で多年性農産物のプランテーション用地である点は永租借地とかわりがない。

(2) 土侯領とは、植民地時代の最後までスルタン(領主)の在地における支配権が温存された中部ジャワのジョクジャカルタとスラカルタをいう。この地方へのプランテーションの進出は、一九一八年の土侯領借地法(Vorsteland-sch-Grondhuurreglement)によって最終的に決定した。

(3) *Changing Economy in Indonesia, Vol. I, Indonesia's Export Crop 1816—1940*, Martinus Nijhoff, The Hague, 1975, p. 25.

(4) *ibid.*, p. 76.

(5) Burger, *Vergelijking.....*, *op. cit.*, blz. 12.

(6) van Doorn, *op. cit.*, blz. 135. プランテーションと村落支配層の仲介役および労働監理人としてのマンドール(mandor)の存在が重要であるが、史料的にその役割、機

能を十分検出しえなかつたので本稿では割愛した。

(7) Burger, *Vergelijking.....*, *op. cit.*, blz. 39.

(8) van Doorn, *op. cit.*, blz. 157.

(9) *ibid.*, blz. 156.

おわりに

一八七〇年の農業二法を画期として、オランダ植民地経営は、プランテーションを基軸とするモノカルチャ型産業構造の強制的創出をその特徴とするに至ったが、本稿では、その植民地経営にとって有利な農村の再編を半封建的生産関係への編成替として捉えてきた。ここでもう半封建的生産関係とは、一般的には、封建的生産関係の解体過程において、農民的商品経済の進展に基づく農民層分解が、当該生産力水準に規定されて地主・小作分解に帰結する、その生産関係を意味するが、より重要な点は、封建段階に到達していたジャワでは、その植民地化過程において半封建的生産関係の展開が植民地経営によって主導され、その構造的一環として機能したところにある。さらに特殊ジャワの性格を付与すれば、人口過剰、分割相続制といった要因ゆえに、農民層分解によっ

て直接的に大規模な土地集積・集中が進展せず、経済外強制によって確保された職田を基盤とする地主経営が、地主制形成の基本線となったことである。しかも、この村落支配層の地主的再編が、プランテーション経営にとっては、その用地および労働力確保のために有効に機能したのであり、地主制の形成とプランテーション体制の導入が有機的関連において理解されねばならないだろう。

以上のように、本稿では、ジャワ地主制の形成とプランテーション経営の相互関連を検討してきたが、具体的な分析対象を中部ジャワの水田地帯に限定したため、外島や西部ジャワでは、各種プランテーションの導入に伴

う在来社会の再編成が中・東部ジャワの甘蔗プランテーション地帯とは異なる様々な特質をもって展開したことも予想される。また、オランダ植民地支配の再生産構造もプランテーションのみによって把握できるものではなく、その全機構的分析を必要とするし、プランテーション経営にかぎっても、植民地権力との関連や、資本蓄積とその早熟的独占化のメカニズムとの関連で追求していくかねばならないだろう。したがって、本稿は、インドネシアの植民地型社会構造をトータルに把握する上での第一歩にすぎない。

(一橋大学大学院博士課程)